

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和6年11月15日(2024.11.15)

【国際公開番号】WO2023/190211

【出願番号】特願2024-512391(P2024-512391)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/14(2006.01)

【F I】

B 4 1 J 2/14 6 0 7

10

B 4 1 J 2/14 6 0 3

B 4 1 J 2/14 6 0 5

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月10日(2024.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1面および前記第1面の反対側に位置する第2面を有する流路部材と、

前記第1面上に位置する加圧部と、

を備え、

前記流路部材は、

前記第2面に位置する第1吐出孔および第2吐出孔と、

前記第1吐出孔に繋がる第1個別流路と、

前記第1個別流路内において前記第1吐出孔よりも上流側に位置する第1加圧室と、

前記第2吐出孔に繋がる第2個別流路と、

30

前記第2個別流路内において前記第2吐出孔よりも上流側に位置する第2加圧室と、

前記第1個別流路の上流側および前記第2個別流路の上流側に共通に繋がるマニホールドと、

を有し、

前記第1個別流路は、前記第1加圧室と前記第1吐出孔とを繋ぐ第1連絡流路を有し、

前記第2個別流路は、前記第2加圧室と前記第2吐出孔とを繋ぐ第2連絡流路を有し、

前記第2加圧室は、平面視において、前記第1加圧室よりも前記マニホールドの近くに位置し、

前記第2連絡流路の少なくとも一部の幅は、前記第1連絡流路の幅と異なる、液体吐出ヘッド。

40

【請求項2】

前記第2連絡流路の少なくとも一部の幅は、前記第1連絡流路の幅よりも大きい、請求項1に記載の液体吐出ヘッド。

【請求項3】

前記第2連絡流路の少なくとも一部の幅は、前記第1連絡流路の幅よりも0.5~2.5%大きい、請求項2に記載の液体吐出ヘッド。

【請求項4】

前記流路部材は、複数のプレートが積層された積層構造を有し、

前記複数のプレートは、各々が前記マニホールド、前記第1連絡流路および前記第2連絡流路を形成するための複数の孔を有する複数のマニホールドプレートを含み、

50

前記複数のマニホールプレート各々において、前記第2連絡流路を形成するための孔の径は、前記第1連絡流路を形成するための孔の径よりも大きい、請求項2に記載の液体吐出ヘッド。

【請求項5】

前記複数のマニホールプレート各々の厚さは、前記複数のプレートに含まれる他のプレートよりも厚い、請求項4に記載の液体吐出ヘッド。

【請求項6】

前記複数のマニホールプレートのうち少なくとも1枚のマニホールプレートと他のマニホールプレートとは、前記第2連絡流路を形成するための孔の径が異なる、請求項4に記載の液体吐出ヘッド。

10

【請求項7】

前記複数のマニホールプレートは、前記第2連絡流路を形成するための孔の径が互いに異なる、請求項4に記載の液体吐出ヘッド。

【請求項8】

前記第1面から前記第2面に向かう方向を第1方向としたとき、

前記複数のマニホールプレートが有する前記孔の径は、前記第1方向における前記孔の位置が前記第2面に近づくほど、小さくなる、請求項7に記載の液体吐出ヘッド。

【請求項9】

前記複数のマニホールプレートが有する前記孔の中心軸は、一致している、請求項6に記載の液体吐出ヘッド。

20

【請求項10】

前記複数のプレートは、前記複数のマニホールプレートとは異なる他のプレートであって、前記第1連絡流路および前記第2連絡流路を形成するための複数の孔を有する他のプレートを含み、

前記複数のマニホールプレート各々および前記他のプレートにおいて、前記第2連絡流路を形成するための孔の径は、前記第1連絡流路を形成するための孔の径よりも大きい、請求項4に記載の液体吐出ヘッド。

【請求項11】

請求項1～10のいずれか一つに記載の液体吐出ヘッドを備える記録装置。

30

40

50